

事業名	「かわまちづくり」支援制度		
事業内容 (目的・概要)	地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」の推進に対して、河川管理者が支援することにより、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図る。		
事業主体	1. 市町 2. 市町及び民間事業者 3. 市町を構成員に含む法人格のない協議会		
採択要件	1 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備し、その利活用を図る必要がある河川。 2 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川。 3 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川。 4 事業主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、事業主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川。		
補助率、融資額 その他の財源 措置の内容	河川管理者は「かわまちづくり」計画に基づき、地域作りのためのフォローアップ等の「ソフト支援」、水辺整備等の「ハード支援」の実施を行う。		
制度創設年度	平成 21 年度		
関係省庁名	国土交通省		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・馬洗川、西城川（三次市） ・天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川（広島市） ・太田川（安芸太田町） ・芦田川（福山市） ・小瀬川（大竹市） ・古川（広島市） ・江の川（三次市） 		
問合せ先	土木建築局河川課		
	Tel	082(513)3929	e-mail dokasenska@pref.hiroshima.lg.jp